

茨木市陸上競技協会 総会案件

- 日時 令和6年5月18日(土)
市民陸上競技大会1日目競技終了後～
- 場所 万博記念競技場 本部室
- 議題
- ① 令和5年度事業報告と収支決算報告
 - ② 令和5年度収支決算の監査報告
 - ③ 令和5年度事業報告、収支決算の承認
 - ④ 令和6年度事業計画と収支予算報告
 - ⑤ 令和6年度事業計画、収支予算の承認
 - ⑥ 規約改訂について
 - ⑦ 令和5・6年度役員について
 - ⑧ その他

茨木市陸上競技協会規約

第1章 名称および所在地

第1条 本協会は、茨木市陸上競技協会と称し事務局を理事長宅に置く。

第2章 目的および事業

第2条 本協会は茨木市体育協会に属し、陸上競技を通じて相互の親睦と競技力の向上を図り、かつ茨木市民の体力増進・健康保持および茨木市の発展に寄与することを目的とする。

第3条 1 本協会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。
2 陸上競技会、マラソン大会、駅伝競走大会、陸上競技教室等の主催・共催または後援
3 陸上競技の普及、発展、技術向上に関する講習および研究
4 会員相互の親睦
5 その他本協会の目的達成に必要な全ての事項

第3章 役員および会議

第4条 1 本協会に次の役員を置く。
2 会長 1名、副会長 2～3名、理事長 1名、副理事長 2～3名
理事 若干名、総務・会計 1名、監査 2名

第5条 1 役員会は会長・副会長・理事長・副理事長・理事・総務会計で構成する。
2 議決は出席者の過半数をもって成立とする。

第6条 1 前条第4条の役員は総会において推挙する。
2 理事長は会長の命を受けて事務を処理し、役員会を招集して議長となる。
3 理事長不在の場合は副理事長が代行する。
4 会長は必要に応じて専門委員会を組織する事ができる。

第7条 1 総会は団体登録者の場合は20名に対し1名、個人登録者の場合は個々全員で構成する。
2 総会は会長が招集してその議長となる。
3 議決は出席者の過半数をもって成立とする。

第8条 1 役員の任期は毎年度2年とする。ただし再任は妨げない。
2 役員は任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。

第9条 1 本協会は顧問を置くことができる。
2 顧問は役員会において推挙する。
3 顧問は役員会および総会の諮問に応じる。

第4章 登録

- 第10条 1 団体および個人は、本協会に登録し会員となること。
2 更新は毎年度末とする。
- 第11条 1 公認の大会に出場または、公認の大会の審判を希望する者は、本協会から大阪陸上競技協会に登録する。
2 大阪陸上競技協会に登録を希望する者は、毎年度末に本協会へ申し込むこと。

第5章 会計

- 第12条 1 本協会の会計は、会費、補助金、事業に伴う収入および寄付金をもってまかなう。
2 当分の間、会費は徴収しない。
- 第13条 本協会の会計年度は、毎年度4月1日から翌年3月末日で終わる。

第6章 会員

- 第14条 会員とは、茨木市に在住、在学、在職する者およびクラブの事務所を有する者、または第10条に基づいて登録している者をいう。

第7章 大会出場

- 第15条 1 本協会が主催・共催または後援する大会に出場できる者は、会員として登録している者であること。
2 会員以外で出場を希望する者は、役員会の承認を得なければならない。

第8章 付則

- 第16条 本規約の改廃は、役員会の議決を得て総会で決定する。
- 第17条 本規約は、令和5年4月1日より施行する。

発足 昭和44（1969）年4月1日

改訂 平成15（2003）年4月1日

改訂 令和 5（2023）年4月1日

茨木市陸上競技協会規約

第1章 名称および所在地

第1条 本協会は、茨木市陸上競技協会と称し事務局を理事長宅に置く。

第2章 目的および事業

第2条 本協会は茨木市体育協会に属し、陸上競技を通じて相互の親睦と競技力の向上を図り、かつ茨木市民の体力増進・健康保持および茨木市の発展に寄与することを目的とする。

第3条 1 本協会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。
2 陸上競技会、マラソン大会、駅伝競走大会、陸上競技教室等の主催・共催または後援
3 陸上競技の普及、発展、技術向上に関する講習および研究
4 会員相互の親睦
5 その他本協会の目的達成に必要な全ての事項

第3章 役員および会議

第4条 1 本協会に次の役員を置く。
2 会長 1名、副会長 2～3名、理事長 1名、副理事長 2～3名
理事 若干名、総務・会計 1名、監査 2名
3 役員任期は毎年度2年とする。ただし再任は妨げない。
4 役員は任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。

第5条 1 本協会は顧問を置くことができる。
2 顧問は役員会において推挙する。
3 顧問は役員会および総会の諮問に応じる。

第6条 1 役員会は会長・副会長・理事長・副理事長・理事・総務会計で構成する。
2 議決は出席者の過半数をもって成立とする。

第7条 1 前条第4条の役員は総会において推挙する。
2 理事長は会長の命を受けて事務を処理し、役員会を招集して議長となる。
3 理事長不在の場合は副理事長が代行する。
4 会長は必要に応じて専門委員会を組織する事ができる。

第4章 総会

第8条 本協会の総会は通常総会及び臨時総会の2種類とする

第9条 1 総会は役員に加え、役員がいない各登録団体から1名、団体に所属していない個人登録者で構成する。

2 通常総会は毎事業年度1回開催する。

3 臨時総会は次の各号に該当する場合に開催する。

役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。

第4章第7条に定める総会構成メンバーの総数5分の1以上から書面を持って招集の請求があったとき。

(3) 監事により総会に報告が必要な事項があり招集を求められたとき。

第10条 総会は会長が議長となる。会長不在の場合は出席した正会員より選出する。

第11条 総会は構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

第12条 議決は出席者の過半数をもって成立とする。

第13条 1 総会は第8条第3項の場合を除き会長が招集する。

2 会長は第8条第3項の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、目的を記載した書面を持って少なくとも5日前までに通知しなくてはならない。

第5章 登録

第10条 1 団体および個人は、本協会に登録し会員となること。

2 更新は毎年度末とする。

第11条 1 公認の大会に出場または、公認の大会の審判を希望する者は、本協会から大阪陸上競技協会に登録する。

2 大阪陸上競技協会に登録を希望する者は、毎年度末に本協会へ申し込むこと。

第6章 会計

第12条 1 本協会の会計は、会費、補助金、事業に伴う収入および寄付金をもってまかなう。

2 当分の間、会費は徴収しない。

第13条 本協会の会計年度は、毎年度4月1日から翌年3月末日で終わる。

第7章 会員

第14条 会員とは、茨木市に在住、在学、在職する者およびクラブの事務所を有する者、または第10条に基づいて登録している者をいう。

第8章 大会出場

- 第15条
- 1 本協会が主催・共催または後援する大会に出場できる者は、会員として登録している者であること。
 - 2 会員以外で出場を希望する者は、役員会の承認を得なければならない。

第9章 付則

第16条 本規約の改廃は、役員会の議決を得て総会で決定する。

第17条 本規約は、令和5年4月1日より施行する。

発足 昭和44（1969）年4月1日

改訂 平成15（2003）年4月1日

改訂 令和 5（2023）年4月1日

改訂 令和6（2024）年5月18日

令和5・6(2023・2024)年度 茨木市陸上競技協会役員名簿

創立：昭和44(1969)年4月

人数	職名	氏名 就任年月日	住所		勤務先	TEL	メールアドレス	生年月日
			TEL	携帯				
1	会長	辰見 登 H25.4.1	茨木市北春日丘2-1-10	072-625-0001 09030581825			gg.tatsumi@docomo.ne.jp	1948 3/1
2	副会長	田淵 隆志 H25.4.1	吹田市樫切山21E-61	09091136690				1950 1/9
3	副会長	辰見 直子 R3.5.22	茨木市上穂積2-4-33-306	09081228061	茨木市議会議員		n-tatsumi@ibarakishigikai.jp	1974 9/2
4	副会長	占部 走馬 R3.5.22	茨木市大手町9-29	08038318464	大阪府議会議員		somaurabe@gmail.com	1984 5/22
5	理事長	柴田 稔 R3.5.22	吹田市山田東4-1-39	09088822030				1952 7/27
6	副理事長	岡田 正義 R3.5.22	茨木市穂積台12-305	09036771614				1954 11/19
7	副理事長	中阪 紀子 H28.4.1	吹田市新芦屋上2-18	06-6878-8927 09089844562	関西大倉学園中等部	072-643-6321	n.nakasaka@kankura.jp	1970 6/4
8	理事	北口 徹 H15.4.1	茨木市耳原1-18-19-3	072-641-8287 09012223491	大阪高等学校	06-6340-3031	t.kitaguchi.to@osakashs.ed.jp	1961 1/16
9	理事	橋本 昌典 H21.4.1	茨木市小川町4-17-204	09019577665	茨木市立東小学校	072-633-2541	hashimasa1192@icloud.com	1973 4/6
10	理事	坂梨 良太 H21.4.1	茨木市上中条1-8-31-601	072-624-6693 09049051449	大阪府庁保健体育課		T-SakanashiR@medu.pret.osaka.jp	1979 2/12
11	理事	松岡 晃 H21.4.1	茨木市山手台新町3-5-7	08014170374	茨木市立南中学校	072-633-1501	a.matuoka@educ.city.ibaraki.osaka.jp	1980 1/23
12	理事	大下 正行 H21.4.1	箕面市小野原西6-3-17	09058958563	クレーマージャパン	06-6382-7734	kmoshita@yahoo.co.jp	1974 7/1
13	理事	濱本 佳生 H21.4.1	茨木市上中条1-2-14-2	08025241962	ミズノ		yhamamot@mizuno.co.jp	1972 5/9
14	理事	藤本 拓磨 H28.4.1	茨木市若園町34-3-105	09010728731	茨木市立西中学校	072-622-2658	t.fujimoto@educ.city.ibaraki.osaka.jp	1989 6/20
15	理事	黒田 茉莉 H28.4.1	茨木市郡3-13-14	08030302415	茨木市立三島中学校	072-626-2145	m.kuroda@educ.city.ibaraki.osaka.jp	1989 5/22
16	理事	山田 綾乃 H29.4.1	茨木市美沢町11-B-404	08062064712	大阪府立芥川高等学校	072-689-0109	ava.no712@yahoo.co.jp	1992 7/12
17	理事	田中 英和 H29.4.1	吹田市津雲台3-1-2-815	09096100306	大阪府立摂津高等学校	072-635-1441	T-TanakaHidekazu04@medu.pref.osaka.jp	1992 3/6
18	理事	池田 隆宏 R3.5.22	茨木市山手台7-17-28	072-623-2061 09060573631	大阪府立春日丘高等学校	072-623-2061	t-ikedataahir@kasugaoka.osaka-c.ed.jp	1961 10/31
19	理事	堀田 育利 R5.5.20	茨木市三島丘2-30-6-704	09073458764	大阪府立三島高等学校	072-682-5884	ikuhotta@gmail.com	1969 7/23
20	理事	久保田健嗣 R3.5.22	摂津市千里丘新町5-22-516	08038548983	大阪高等学校	06-6340-3031	kubotakenii1226@yahoo.co.jp	1989 12/26
21	理事	櫻井 貴大 R6.5.18	高槻市南大樋町1-1-330	09083781309	茨木市立養精中学校	06-6340-3031	yoseitf235@gmail.com	1997 4/1
22	会計副理事長	石田 卓也 H15.4.1	神戸市兵庫区熊野町5-2-11	09050948243	茨木市立三島中学校	072-632-8414	taku.34.08.31@r8.dion.ne.jp	1959 8/31
23	会計監査	小林 和夫 H28.4.1	茨木市本町6-12	08037744113				1955 8/13
24	会計監査	土屋 友輝 H21.4.1	茨木市東太田1-3-833	09060661958				1982 6/14

○印のアドレスはアルファベットとアルファベットの間にアンダーバーが入ります。